

令和6年度愛媛県介護雇用プログラム推進事業 委託業務仕様書

1 事業の目的

介護人材の確保対策の一環として、地域医療介護総合確保基金を活用し、「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム推進事業を実施する。

本事業では、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に規定する労働者派遣事業者（以下「派遣会社」という。）が、求職者や未就職である者等（以下「求職者等」という。）を雇用したうえで、介護保険施設その他別添に定める対象施設（以下「介護施設」という。）に労働者派遣法に規定する紹介予定派遣（以下、「紹介予定派遣」という。）を行い、介護業務に従事させるとともに、当該求職者等に介護職員初任者研修を修了させ、介護人材としての育成を図ることを目的とする。

2 業務内容

(1) 介護施設の募集・選考

選考に当たっては、県内に広く事業の周知を行うとともに、選考基準を明らかにすること。なお、対象施設は、愛媛県内に所在する別添対象施設一覧のとおり。

(2) 求職者等の募集

介護施設での就労を希望する求職者等を、県内に広く募集すること。

① 対象者

公募の対象となる求職者等とは、次のいずれにも該当する者であること

ア 労働の意志及び能力を有し、求職活動を行っている者（離職失業者又は未就職）

イ 介護福祉士の資格を有していない者

ウ 介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1・2級、実務者研修、介護職員初任者研修を修了していない者

なお、上記の確認は、履歴書、その他の書類（求職者等に対し、本事業の趣旨を説明し、次の書類の提示を求める）により行うこと。

ア 雇用保険受給資格者証

イ 離職票

ウ 廃業届の写（自営業者の場合）

エ その他、離職・未就職であることが確認できる書類

② 募集

公共職業安定所（以下、「安定所」という。）に求人申込みを行う際は、当該求人が「愛媛県介護雇用プログラム推進事業」のための求人である旨を安定所担当職員に申し出ること。また、安定所への求人申込み以外の方法による求人を行う場合においても、当該求人が「愛媛県介護雇用プログラム推進事業」のための求人である旨を求人広告等に明記すること。

(3) 求職者等の選考・雇用

委託会社は、応募のあった求職者等の選考を実施し、採用を決定した求職者等(以下「新規雇用者」という。)と雇用契約を締結し、最長6ヶ月間雇用すること。

① 雇用契約

就業条件については、本事業が介護分野未経験者等を対象としていること等を考慮し、介護施設と十分な調整を行い、合意を得ること。

ア 新規雇用者が従事する業務内容は、原則として、「派遣先介護施設における介護補助業務」とすること。

イ 勤務時間は、適切なものとする。

ウ 介護職員初任者研修の受講については、所定労働時間に含めること。

② 新規雇用目標数

40名以上とする。※南予圏域は10名以上。

(4) 新規雇用者の派遣

委託会社は、新規雇用者と介護施設間で面接等の場を設定し、両者のニーズや条件等を十分に調整したうえで、新規雇用者を介護施設へ派遣すること。

① 派遣方式

派遣の方式は、紹介予定派遣とすること。

② 派遣期間

個々の新規雇用者の派遣期間は、契約日から令和7年3月31日までの期間中で、最長6ヶ月とする。

③ 介護施設との確認

ア 介護施設と新規雇用者との面接の機会の設定を行うこと。

イ 事前の面接、介護業務の説明などの方法により、新規雇用者の適性を把握すること。

ウ 介護施設との連絡調整を随時行うこと。

エ 介護施設に対して紹介予定派遣の説明を十分行うこと。

④ 派遣人数の制限

新規雇用者の派遣は、1の介護施設につき1人までとすること。

ただし、本体施設を一体的に運営しているサービス、みなし指定事業所及び介護予防サービスは、本体施設と併せて1か所とみなす。

(5) 介護職員初任者研修の受講

介護施設と相談の上、派遣期間中に、新規雇用者に介護職員初任者研修を受講させること。

・受講させる研修は、通学又は通信方式のいずれの方式でもかまわないものとする。

・介護職員初任者研修の受講に要する時間は、労働時間として取り扱うこと。

(6) 新規雇用者の労務管理及び給与等の支払い

労働者派遣法等関係法令を遵守するとともに、新規雇用者が就業しやすい環境を整備するよう努めること。

- ・問題が発生した場合には、関係者と連携し、迅速かつ誠実に対応すること。
- ・新規雇用者は、社会保険、雇用保険等に参加させること。
- ・賃金等は、毎月支給すること。
- ・新規雇用者に支払う賃金は、時間給換算950円以上とし、介護業務経験等により、適切な単価を設定すること。
- ・週40時間（介護職員初任者研修の受講時間及び当該研修受講場所から介護施設への移動時間を含む。）の範囲内において、介護施設での介護補助労働に従事させること。

(7) 常用雇用に向けた取組み

派遣期間終了後における介護施設への常用雇用に向けて、介護施設に対し、適切な支援を行い、当該労働者がその施設で常用雇用されるよう支援を行うこと。

また、新規雇用者の受入に伴う事務等に関し、必要に応じて介護施設への助言に努めること。

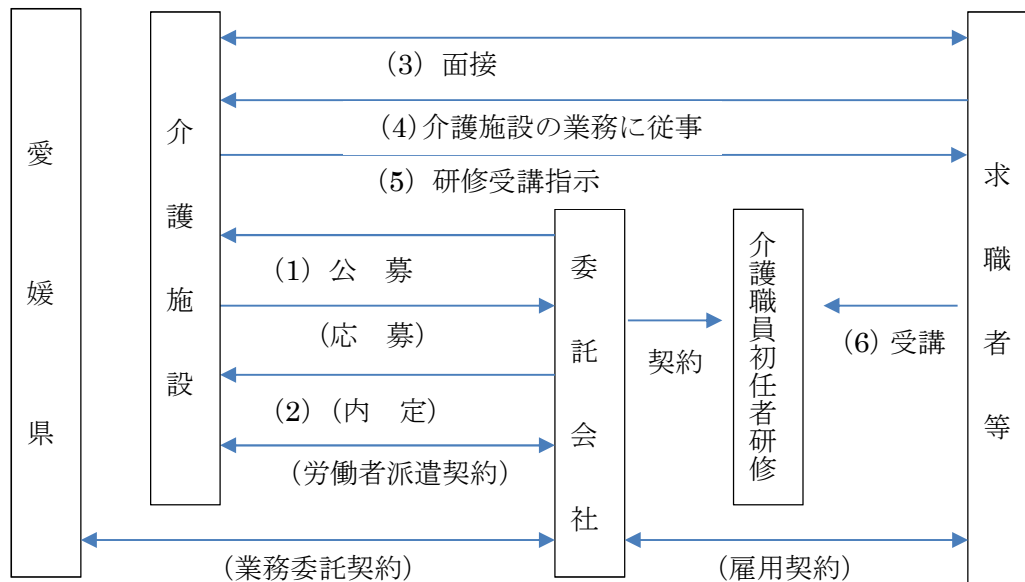
(8) 提案した企画の実施

事業目的達成のための有効な企画提案がなされている場合は、その提案内容を実施すること。

3 事業執行の要件等

- ・事業費に占める新規雇用者の人件費の割合が5割以上であること。
- ・人件費等の経費は、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- ・本事業に係る関係書類は、委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保存すること。

4 事業の枠組み



<事業手順>

- (1) 委託会社は、求職者等を業務に従事させる介護施設を公募する。
- (2) 委託会社は、応募があった介護施設の中から適切と認める介護施設を内定し、その結果を通知する。
- (3) 委託会社は、求職者等の中から適切な人材を、ハローワーク等を通じて募集を行う。
- (4) 委託会社は、選定先介護施設と求職者等の面接の場を適切に設定するなど、両者の条件や適正等を見極め、両者の意向を調整したうえで派遣すること。
- (5) 委託会社は、求職者の派遣先介護施設が決定後、求職者を雇用（以下「新規雇用者」という。）し、当該施設に最長6ヶ月間の紹介予定派遣を行い、介護業務に従事させる。
- (6) 委託会社は、派遣期間中、自己の責任において、新規雇用者に介護職員初任者研修を受講させる。
- (7) 委託会社は、紹介予定派遣の趣旨に従い、派遣期間終了後の常用雇用に向け、定着支援やフォローを行うとともに、事業者及び新規雇用者両者に対する常用雇用についての支援等を実施すること。

5 対象経費

(1) 新規雇用者の人件費

- ① 賃金
- ② 通勤手当等の諸手当
- ③ 社会保険料の事業主負担分

(2) 委託会社の人件費

委託会社は、上記2の業務を専門に担当する者を1名以上配置する。

なお、当該業務担当者に係る勤務日等の就業条件、旅行命令及びその費用に係る規定については、委託会社の規程による。

(3) 活動諸経費

直接的経費

消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、交通費、通信運搬費、会場借料、研修受講料、一般管理費（新規雇用者の人件費の15%以内）、その他委託事業を実施するために必要な経費

(4) (1)～(3)の経費に係る消費税及び地方消費税

6 留意事項

- ・事業計画、予算及び事業運営上重要な事項は、事前に県と協議すること。
- ・委託料の請求は、精算払いとするが、必要と認めるときは、委託料の一部を契約金額の10分の3を限度として前金払いすることがある。
- ・過去に当該プログラムに参加した者(概ね過去2年間)の就業状況等について、可能な限り把握に努め、適宜、県に報告すること。

別添 対象施設一覧

介護保険施設

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

介護医療院

指定居宅サービス・指定地域密着型サービス・指定居宅介護支援事業者（介護予防を含む。）

訪問介護

（介護予防）訪問入浴介護

通所介護

（介護予防）通所リハビリテーション

（介護予防）短期入所生活介護

（介護予防）短期入所療養介護

（介護予防）特定施設入居者生活介護

夜間対応型訪問介護

（介護予防）認知症対応型通所介護

（介護予防）小規模多機能型居宅介護

（介護予防）認知症対応型共同生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

看護小規模多機能型居宅介護